

新型コロナウイルス感染症に対する支援制度一覧表

令和2年6月4日追加分

一覧表について

- ・支援を受けるには手続きが必要です。制度の詳細については、各問い合わせ先までご連絡ください。
- ・「問い合わせ先等」の欄は、○：国の窓口 □：県の窓口 ◇：市の窓口 ☆：その他の団体の窓口として記載しています。
- ・ この色の付いている支援制度は、加東市独自の支援制度です。
- ・当追加分は、6月に開催された第91回議会定例会において議決された予算に基づき執行する施策です。
- ・制度名の前につけている番号は、前回からの連番としています。

1. 世帯や個人に対する給付などの支援

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
⑭ 高校生のいる子育て世帯緊急支援給付金	対象となる高校生等(H14.4.2～H16.4.1生)を養育する方	国が実施する「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象とならない高校生等(現高校2年・3年生)のいる世帯に対し支給。 ※対象高校生等1人あたり1万円 ※高校生等…申請日において高等学校(全日制、定時制、通信制)、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び高等専修学校に在籍している者。	◇ 加東市福祉総務課 0795-43-0408	<input type="checkbox"/>
⑮ 妊産婦への臨時特別給付金	R2.4.28～R2.5.21の期間中に妊婦の方(R2.5.21及び支給決定日において加東市の住民基本台帳に登録されていること)	経済的負担及び精神的な不安を感じながら過ごしてきた妊産婦に対し、安心して出産・子育てができるよう支援するため、臨時給付金を支給。 ※母子健康手帳の交付冊数ごとに5万円を支給。	◇ 加東市健康課 0795-43-0432	<input type="checkbox"/>

2. 中小企業者・小規模事業者等に対する給付などの支援

制度の名称など	対 象	制度概要	問い合わせ先等	確認
⑫ 感染拡大防止対策補助金(社会福祉施設)	・介護保険法に規定する介護老人福祉施設ほか ・障害者総合支援法に規定する就労継続支援を実施している事業所ほか ・児童福祉法に規定する放課後等デイサービスを実施している事業所ほか ・生活保護法に規定する救護施設	令和2年度において、市内でサービスを提供している左記の事業所で、R2.6月以降に空気清浄機等を購入し、R3.3.31までに導入・支払が完了するもの。1事業所に対し、30万円を上限に補助。 申請期限R2.12.28 ※対象となる事業所については、右記の問い合わせ先にご確認ください。	◇加東市高齢介護課 0795-43-0440 ◇加東市社会福祉課 0795-43-0407	<input type="checkbox"/>
⑬ 北播磨特産品支援事業(北播磨あつまり券)	北播磨広域定住自立圏構成市町(加東市、加西市、西脇市、多可町)の住民	飲食店等の休業等により、売上げが激減している日本酒や牛肉等の購入支援券1,000円分を500円で販売し、北播磨地域の稲作農業及び畜産業の下支えを行う。 ※R2.7.23販売開始 ※販売先等、詳細は後日案内	◇ 加東市農政課 0795-43-0518	<input type="checkbox"/>

※このほか、新型コロナウイルス感染症に対する対策費用として、加東市民病院に発熱待合区画等を設置するための予算、小・中学校へオゾン発生装置を設置するための予算が議決されました。

発行元 加東市秘書室
〒673-1493 加東市社50
加東市役所 庁舎4階
TEL 0795-43-0386・0387
FAX 0795-42-5633